

地区環境整備事業に関する基本的考え方

平成 15 年 5 月 12 日

大津市地区環境整備事業
検討委員会決定

市民生活に不可欠な廃棄物（ごみ、し尿）処理施設及び火葬施設の設置は、当該施設を有することとなる地域においては、地域イメージの低下懸念等から地元住民の理解を得ることが大変困難な事業である。

このため、地域住民の理解を得るための協議を十分重ねるとともに、その結果を踏まえて締結された覚書等に基づき、社会資本整備を基本とする諸事業を地区環境整備事業として先行的に実施してきたところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 4 によると、周辺地域への配慮事項として、市町村は一般廃棄物処理施設にかかる周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする定められており、その主旨に基づき大津市は地区環境整備事業をより適切に実施するものとする。

具体的には、地域環境の向上に資する公共施策の一環として、道路、河川、公園等のハード事業と地域コミュニティの活性化に資する文化・教育・福祉等のソフト事業とする。なお、公益性を伴わない個人の利益や特定団体の営利、宗教、政治活動等に関する事業及び公序良俗に反することとなる事業は対象としないものとする。

地区環境整備事業の実施に際しては、昨今の厳しい財政状況、そして適正執行を求める情報公開請求や住民訴訟が提起されたこと等に鑑み、別に定める選定基準、補助金交付手続等により、公平性と透明性を確保し適切に執行するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。今後とも、時代に即応した地区環境整備事業のあり方について検討を深めるとともに、廃棄物処理行政等の円滑な推進に努めていくものとする。